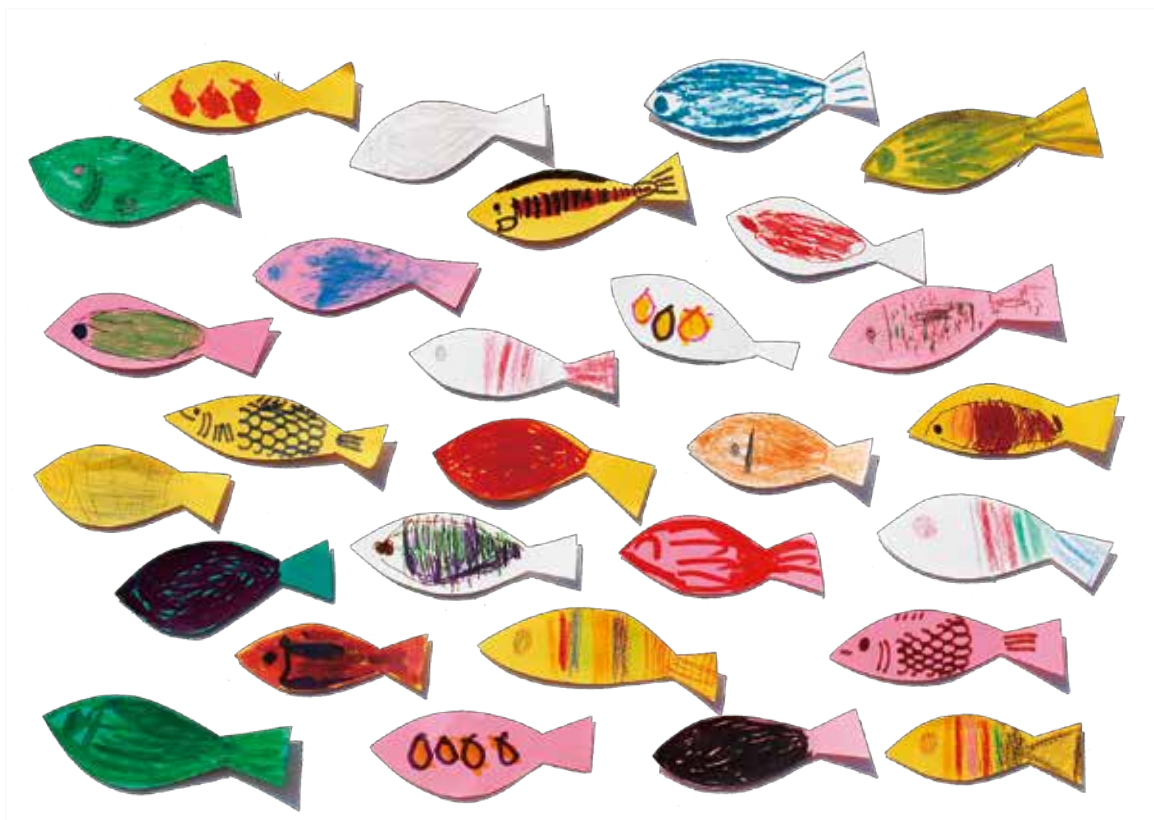


第5期鹿嶋市障がい福祉計画 第1期鹿嶋市障がい児福祉計画

共に支えあい 誰もが輝けるまち かしま



平成30年3月
鹿嶋市

はじめに



近年わが国では、少子高齢化や家族形態の変化、福祉ニーズの多様化が進み、その中で、障がい者を取り巻く状況も大きく変化してまいりました。

こうした時代の変化に対応するように、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法、障害者の権利に関する条約など、障がい者に係わる重要な法の整備が国によって行われてきました。

そして、障害者自立支援法に代わって成立した障害者総合支援法の施行から5年が経過した今、障がい者福祉施策の充実に向けては、より幅広く、多様化するニーズに添えていくことが強く望まれてきました。

このような中、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、本市では、改定時期に伴う「第5期鹿嶋市障がい福祉計画」と今回初めてとなる「第1期障がい児福祉計画」を併せて策定いたしました。

本計画においては、基本理念として「共に支えあい 誰もが輝けるまち かしま」を掲げ、子どもから大人まで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、健康で安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

引き続き、障がい福祉サービスの提供と地域生活支援事業の着実な推進を図るため、保健、医療、福祉、教育、労働等の各関係機関や事業者等との連携を密にして福祉施策に取り組んでまいりますので、市民の皆様を始め関係各位の御理解と御支援をいただきますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、パブリックコメントにご協力をいただきました市民の皆様や関係機関の方々、そして貴重な御意見や御提案をいただきました鹿嶋市地域自立支援協議会の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

鹿嶋市長

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけと計画期間	2
3	計画の対象	3
4	計画の策定体制	4
第2章	鹿嶋市の障がい者の現状	5
1	人口動態	5
2	障がい者の状況	5
第3章	計画の基本的な考え方	11
1	計画の基本理念	11
2	計画策定の視点	12
3	サービス等の体系	13
4	計画の具体的な目標	14
第4章	障がい福祉サービス等の見込量と提供体制の確保	19
1	訪問系サービス	19
2	日中活動系サービス	21
3	居住系サービス	30
4	相談支援	33
5	自立支援医療と補装具	36
第5章	地域生活支援事業の提供体制の確保	37
1	必須事業	37
2	任意事業	42
第6章	障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保	43
1	障害児通所支援	43
2	障害児相談支援	48

第7章 計画の推進.....	49
1 関係機関，地域との連携.....	49
2 地域自立支援協議会の円滑な運営.....	49
3 サービスの質の向上と供給体制の確保.....	50
4 計画の進行管理.....	50
資料編.....	51
1 鹿嶋市地域自立支援協議会設置規則.....	53
2 鹿嶋市地域自立支援協議会及び障がい福祉計画策定委員会委員名簿.....	55

表紙：障がい児・者を持つ親の会 鹿島あゆみの会 ピカソクラブ 作品

「障害」の表記について

本計画においては、「害」という漢字は「妨げ，支障，災い」といった負のイメージを持つ特性を考慮し，法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除いて，「障害」または「障害者」を，それぞれ「障がい」「障がい者」と表記しています。

本文中の元号表記について

2019年5月1日以降，「平成」に代わって新たな元号となりますが，本文中においては，読む人にとっての理解しやすさを重視し，経年の連続性が理解しやすいことから元号変更後も「平成」の元号を便宜的に使用することとします。